

令和7年度本部広報計画(案)の概要  
及び  
令和7年度保険料率広報

# 令和7年度本部広報計画（案）の概要

## 0. はじめに

昨年策定した広報基本方針や令和7年度の本部事業計画を踏まえ、以下の内容を定める「令和7年度本部広報計画」を策定する。計画に掲げた事項を着実に実践し、健康づくりや医療費適正化などの協会の使命について、本部・支部で統一的・計画的に周知・広報を行い、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。

- ・当該年度の広報の取組方針
- ・当該年度、協会が最も周知に力を入れる広報テーマである「最重点広報テーマ」を選定
- ・当該年度、協会が周知に力を入れる広報テーマである「重点広報テーマ」を複数選定
- ・当該年度、制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマがある場合には、「特別広報テーマ」を設定 等

## 1. 令和7年度の取組方針

令和7年度の広報においては、令和7年12月以降、協会の象徴的存在である健康保険証が利用されなくなる中、協会の運営を将来にわたって円滑に実施していくとともに、協会が保険者機能を更に強化し、発揮していくためには、協会の認知度向上に今まで以上に取り組む必要がある。そこで、協会の認知度向上のため、愛称「協会けんぽ」や協会の社会的役割をあらゆる機会をとらえて積極的にアピールする。

また、今後の協会における広報の基礎固めとして、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページ全面リニューアルに向けた作業を着実に進めるとともに、加入者へ直接情報を届けることが可能なSNS（LINE）等の活用が令和6年度から始まったところ、令和7年度はLINEの安定的な運用やSNSを活用した多様な広報を進めていく。

なお、PDCAサイクルを回し、より効果的な広報を展開するため、効果検証を実施する。

## 1. 令和7年度 of 取組方針

その上で、令和7年度の各広報テーマを以下のとおり定めることとする。

**最重点広報テーマ**（当該年度、協会が最も周知に力を入れる広報テーマ）は、

・ 「令和8年度保険料率改定（インセンティブ制度含む）」

・ 「健診体系の見直し（※）」（※）現役世代への取組をより一層推進する観点から、人間ドックに対する費用補助、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とする（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）等を行うことから、特に拡充内容を含め積極的に周知・広報を行う

とする。

**重点広報テーマ**（当該年度、協会が周知に力を入れる広報テーマ）は、

- ① 「財政状況」
- ② 「医療費適正化」（ジェネリック医薬品・バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進）
- ③ 「医療費適正化」（上手な医療のかかり方）
- ④ 「健診」
- ⑤ 「特定保健指導」
- ⑥ 「重症化予防」
- ⑦ 「コラボヘルス」（事業所との協働による健康づくりの重要性）
- ⑧ 「申請書の分かりやすい記入方法」
- ⑨ 「電子申請の利用促進」
- ⑩ 「チャットボット・LINE等の利用促進」
- ⑪ 「SDGsに資する協会の取組」

とする。

**特別広報テーマ**（制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマ）は、

令和6年度に引き続き、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」とする。

## 2. 令和7年度の広報取組方針に基づく本部における取組

取組	取組内容
認知度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会の認知度を把握するための手法を検討の上、実施し、現状を把握する。また把握した現状を踏まえ、協会にとって効率的・効果的な広報媒体の活用方法について検討し、整理を行う。</li> <li>愛称「協会けんぽ」や協会の社会的役割（SDG s に資する取組を含む。）をあらゆる機会をとらえて積極的に周知する。</li> <li>協会けんぽの認知度向上、本部・支部で統一感のある広報を行うため、イメージづくりに資するコンテンツを制作し、積極的に使用する。</li> </ul>
利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページについて、より高いアクセシビリティ・ユーザビリティを実現するために全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。</li> <li>令和6年度に拡充したチャットボットについて、よりの確な案内ができるよう、随時加入者目線での見直しを行う。</li> <li>令和8年1月にサービスインを予定している電子申請について、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、幅広く周知する。</li> </ul>
SNS (LINE)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年11月から開始した全支部での実施において、安定的に運用できるよう支援するとともに、支部の配信支援策として、全支部共通で使用可能なコンテンツを作成する。</li> </ul>

## 本部における対応

### ○ Webによる広報

2/14 特設ページを開設

2/25～3/25 Web広告（Yahoo!、Google、Facebook/Instagram、LINE、SmartNews、Red）

### ○ 事業所（事業主）への広報

リーフレット（保険料額表） 2月発送分の納入告知書に同封

### ○ 関係団体を通じた広報

2/14 関係団体に周知広報の協力依頼

（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）

2月中旬～下旬 上述の3団体から各都道府県団体へ周知広報の協力依頼

## 支部における対応

### ○ 新聞広告による広報

3月 発行シェア率の高い新聞への掲載

### ○ 関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）を通じた広報

2月 支部長が関係団体（特に商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会）を直接訪問・説明の上、機関誌・会報誌への記事掲載等を依頼

2月～3月 会員事業所等への周知、機関誌・会報誌への記事掲載、ホームページ掲載 等

### ○ その他支部独自の広報

2月～3月 地域の特性に応じ、地元情報誌（フリーペーパー）、ラジオCMによる広報

● 令和7年度保険料率広報特設ページ

全国健康保険協会  
協会けんぽ

都道府県支部ごとの  
令和7年度保険料率表はこちら

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

**協会けんぽは、  
働くあなたのそばにいます。**

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。  
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。  
さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、  
あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。  
「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？

協会けんぽ  
入ってよびより

おいびり  
健康づくりでたふ

保険料率の仕組み

上手な医療のかかり方

健康づくりサイクル

協会けんぽとSDGs

**令和7年度の各都道府県支部の保険料率**

健康づくりの取組等で、医療費の伸びを抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることにつながります。

下の日本地図をクリックすると都道府県支部の保険料率が表示されます。

東京支部  
**9.91%**

全国平均 10.00%

● 令和7年度保険料率広報Web広告バナー

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの

**保険料率の  
お知らせです。**

保険料率に関する特設サイト公開中!

全国健康保険協会  
協会けんぽ

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの  
保険料率のお知らせです。

自分らしく安心して  
働けるように、  
健康と医療のこと  
知ってみませんか？

保険料率・健康づくりに関する特設サイト公開中!

全国健康保険協会  
協会けんぽ

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

**休日や夜間に  
病院に行くことがある。**

当てはまる人は、医療のかかり方を見直してみませんか？

保険料率・医療のかかり方に関する特設サイト公開中!

全国健康保険協会  
協会けんぽ

●令和7年度保険料率広報新聞記事

**協会けんぽ** 加入者・事業主のみなさまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの  
**保険料率のお知らせです**

〇〇〇支部の  
健康保険料率は**変更**となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **00.00%**

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **00.00%**

介護保険料率も**変更**となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **1.60%**

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **1.59%**

※健康保険料と介護保険料は変更料率となります。※40歳から54歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に  
全国一律の介護保険料率が加わります。※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率に適用されます。  
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。  
※ご加入の支店は最終所属の所在地等の「保険者名称」もご確認ください(更改する保険料率とは異なる場合があります。)



みなさまが自分らしく安心して働けるように。

**協会けんぽは、  
働くあなたのそばにいます。**

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。  
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。  
さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、  
あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。  
「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？



**上手な医療のかかり方**

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。  
自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に  
病院に行くことがある。



同じ病気や症状の治療のために  
複数の医療機関を受診する。



ジェネリック医薬品を  
使っていない。



気軽に相談できる  
医師・薬剤師がいない。

**健康づくりサイクル**

健康づくりサイクルをまわして、  
元気で健康な暮らしを続けましょう！



とSDGs

私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を  
通してSDGsに貢献していきます

※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。



全国健康保険協会 〇〇〇支部  
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで

TEL 03-6853-6111

〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

保険料率に  
ついての  
特設サイトは  
こちら



# ●令和7年度保険料率リーフレット

## 令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料率表

- 健康保険料率: 令和7年3月分～適用
- 厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用
- 介護保険料率: 令和7年3月分～適用
- 子ども子育て拠出金率: 令和2年4月分～適用

(東京支部) (単位:円)

等級	月額	標準報酬	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者等)		
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員		
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
		円以上 円未満							
1	58,000	～ 63,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0			
2	68,000	～ 73,000	6,738.8	3,369.4	7,620.0	3,810.0			
3	78,000	～ 83,000	7,779.8	3,889.9	8,710.0	4,355.0			
4(1)	88,000	～ 93,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0	16,104.00	8,052.00	
5(2)	98,000	～ 103,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0	17,934.00	8,967.00	
6(3)	108,000	～ 113,000	10,692.8	5,341.4	12,420.0	6,210.0	19,766.00	9,882.00	
7(4)	118,000	～ 123,000	11,673.8	5,836.9	13,570.0	6,785.0	21,598.00	10,797.00	
8(5)	128,000	～ 133,000	12,654.8	6,322.4	14,720.0	7,360.0	23,430.00	11,712.00	
9(6)	138,000	～ 143,000	13,635.8	6,817.9	15,870.0	7,935.0	25,262.00	12,627.00	
10(7)	148,000	～ 153,000	14,616.8	7,312.4	17,020.0	8,510.0	27,094.00	13,542.00	
11(8)	158,000	～ 163,000	15,597.8	7,807.9	18,170.0	9,085.0	28,926.00	14,457.00	
12(9)	168,000	～ 173,000	16,578.8	8,302.4	19,320.0	9,660.0	30,758.00	15,372.00	
13(10)	178,000	～ 183,000	17,559.8	8,797.9	20,470.0	10,235.0	32,590.00	16,287.00	
14(11)	188,000	～ 193,000	18,540.8	9,292.4	21,620.0	10,810.0	34,422.00	17,202.00	
15(12)	198,000	～ 203,000	19,521.8	9,787.9	22,770.0	11,385.0	36,254.00	18,117.00	
16(13)	208,000	～ 213,000	20,502.8	10,282.4	23,920.0	11,960.0	38,086.00	19,032.00	
17(14)	218,000	～ 223,000	21,483.8	10,777.9	25,070.0	12,535.0	39,918.00	19,947.00	
18(15)	228,000	～ 233,000	22,464.8	11,272.4	26,220.0	13,110.0	41,750.00	20,862.00	
19(16)	238,000	～ 243,000	23,445.8	11,767.9	27,370.0	13,685.0	43,582.00	21,777.00	
20(17)	248,000	～ 253,000	24,426.8	12,262.4	28,520.0	14,260.0	45,414.00	22,692.00	
21(18)	258,000	～ 263,000	25,407.8	12,757.9	29,670.0	14,835.0	47,246.00	23,607.00	
22(19)	268,000	～ 273,000	26,388.8	13,252.4	30,820.0	15,410.0	49,078.00	24,522.00	
23(20)	278,000	～ 283,000	27,369.8	13,747.9	31,970.0	15,985.0	50,910.00	25,437.00	
24(21)	288,000	～ 293,000	28,350.8	14,242.4	33,120.0	16,560.0	52,742.00	26,352.00	
25(22)	298,000	～ 303,000	29,331.8	14,737.9	34,270.0	17,135.0	54,574.00	27,267.00	
26(23)	308,000	～ 313,000	30,312.8	15,232.4	35,420.0	17,710.0	56,406.00	28,182.00	
27(24)	318,000	～ 323,000	31,293.8	15,727.9	36,570.0	18,285.0	58,238.00	29,097.00	
28(25)	328,000	～ 333,000	32,274.8	16,222.4	37,720.0	18,860.0	60,070.00	29,992.00	
29(26)	338,000	～ 343,000	33,255.8	16,717.9	38,870.0	19,435.0	61,902.00	30,897.00	
30(27)	348,000	～ 353,000	34,236.8	17,212.4	40,020.0	20,010.0	63,734.00	31,802.00	
31(28)	358,000	～ 363,000	35,217.8	17,707.9	41,170.0	20,585.0	65,566.00	32,707.00	
32(29)	368,000	～ 373,000	36,198.8	18,202.4	42,320.0	21,160.0	67,398.00	33,612.00	
33(30)	378,000	～ 383,000	37,179.8	18,697.9	43,470.0	21,735.0	69,230.00	34,517.00	
34(31)	388,000	～ 393,000	38,160.8	19,192.4	44,620.0	22,310.0	71,062.00	35,422.00	
35(32)	398,000	～ 403,000	39,141.8	19,687.9	45,770.0	22,885.0	72,894.00	36,327.00	
36	408,000	～ 413,000	40,122.8	20,182.4	46,920.0	23,460.0	74,726.00	37,232.00	
37	418,000	～ 423,000	41,103.8	20,677.9	48,070.0	24,035.0	76,558.00	38,137.00	
38	428,000	～ 433,000	42,084.8	21,172.4	49,220.0	24,610.0	78,390.00	39,042.00	
39	438,000	～ 443,000	43,065.8	21,667.9	50,370.0	25,185.0	80,222.00	39,947.00	
40	448,000	～ 453,000	44,046.8	22,162.4	51,520.0	25,760.0	82,054.00	40,852.00	
41	458,000	～ 463,000	45,027.8	22,657.9	52,670.0	26,335.0	83,886.00	41,757.00	
42	468,000	～ 473,000	46,008.8	23,152.4	53,820.0	26,910.0	85,718.00	42,662.00	
43	478,000	～ 483,000	46,989.8	23,647.9	54,970.0	27,485.0	87,550.00	43,567.00	
44	488,000	～ 493,000	47,970.8	24,142.4	56,120.0	28,060.0	89,382.00	44,472.00	
45	498,000	～ 503,000	48,951.8	24,637.9	57,270.0	28,635.0	91,214.00	45,377.00	
46	508,000	～ 513,000	49,932.8	25,132.4	58,420.0	29,210.0	93,046.00	46,282.00	
47	518,000	～ 523,000	50,913.8	25,627.9	59,570.0	29,785.0	94,878.00	47,187.00	
48	528,000	～ 533,000	51,894.8	26,122.4	60,720.0	30,360.0	96,710.00	48,092.00	
49	538,000	～ 543,000	52,875.8	26,617.9	61,870.0	30,935.0	98,542.00	48,997.00	
50	548,000	～ 553,000	53,856.8	27,112.4	63,020.0	31,510.0	100,374.00	49,902.00	

- 介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.91%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- 等級の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- (1)等級の「標準報酬」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「標準報酬」欄は、厚生年金保険の場合「935,000円以上」と読み替えてください。
- 令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者については、標準報酬月額の上限は、320,000円です。
- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
  - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する旨を、被保険者負担分の端数が0.00以下の場合は切り捨て、0.00を超える場合は切り上げて1円とします。
  - ②被保険者が、給与以外の所得を事業主へ支払う旨を申請し、被保険者が負担分の端数が0.00以下の場合は切り捨て、0.00を超える場合は切り上げて1円とします。
  - (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合は、特約に基づき処理することができます。
- 納入告知書の保険料額
  - 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料額
  - 賞与に係る保険料額は、賞与額から、1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
  - また、標準賞与額とは、標準報酬(年間17万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの標準月額))と同等、厚生年金保険の場合1月50万円となります。
- 子ども子育て拠出金
  - 事業主の方は、児童手当の支給に関する費用等の一部として、子ども子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
  - この子ども子育て拠出金に關する詳細は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額表に「拠出金率(0.3%)」を乗じて得た額の欄となります。

東京支部



加入者・事業主のみなさまへ

事業所内で回覧をお願いいたします。

## 令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです

### 東京支部の健康保険料率は変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで  
給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から  
給与・賞与の

9.98%

9.91%

### 介護保険料率も変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60%

1.59%

- 健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全額一律の介護保険料率が加わります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- 任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

健康保険料率9.91%のうち、6.53%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。★ご加入の支部は資格情報のお知らせの「被保険者名簿」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで  
TEL 03-6853-6111  
〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階



保険料率についての特設サイトはこちら

# ●令和7年度保険料率リーフレット

## 協会けんぽ 加入者・事業主のみなさまへ

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

### 協会けんぽは、 働くあなたのそばにいます。

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。  
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。  
さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、  
あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。  
「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？



#### 保険料率の仕組み

実は 保険料率は、都道府県ごとに、毎年改定されています。 保険料率は都道府県支部ごとの医療費水準等に基づき決定しています。

#### 1分でかんたん！ あなたの保険料額をチェック

加入支部と標準報酬月額を選ぶだけ！  
あなたの保険料額がわかります。



こちらの保険料率  
サイトでチェック▼



#### 協会けんぽ と SDGs

#### 私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を 通してSDGsに貢献していきます

協会けんぽは持続可能性の観点を抑えた安定的・効率的な運営を行うとともに、  
加入者のみなさまの健康増進に取り組んでいます。  
こうした取組を通して、SDGsに貢献していきます。

詳しくはサイトを  
チェック▶

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。

保険料率の伸びを抑えるためには、  
みなさまが上手な医療のかかり方と  
健康づくりに取り組むことが大切です。



#### ご存じですか。上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。  
自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に  
病院に行くことがある。

休日や夜間の受診は、  
自己負担が増加します。



同じ病気や症状の治療のために  
複数の医療機関を受診する。

体にお財布にも負担が大きい  
「はして受診」。



ジェネリック医薬品を  
使っていない。

医師や薬局に相談して、  
ジェネリック医薬品を使いましょう。



気軽に相談できる  
医師・薬剤師がいない。

かかりつけ医・薬剤師は、健康相談から  
傷病による受診や通院など、健康を  
サポートするのもしい存在です。

#### 健康づくりサイクルをまわさないと「もったいない」

健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



詳しくはサイトを  
チェック▼



みなさまの取組\*に応じて、都道府県の保険料率が変わるインセンティブ制度についてはこちら▶  
\*特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等



#### 事業主・ご担当者のみなさまへのお願い



従業員のみなさまにも、協会けんぽのwebサイトやこちらのリーフレットをご覧ください。  
上手な医療のかかり方や健康づくりに関してご理解いただくようお声がけをお願いします。  
また、健診受診の積極的なお声がけをお願いします。

# インセンティブ制度にかかる支部の広報事例

インセンティブ制度については、各支部において「評価指標の順位」「取り組んでいただきたいこと」等の広報を実施している。

## 北海道支部

加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ北海道支部 からの お知らせ

令和7年 1月

### インセンティブ制度 令和5年度実績のお知らせ

インセンティブ制度とは、加入者・事業主の目標の取組を保険料率に反映させる制度です。5つの指標に基づき47都道府県支部を順位づけし、上位15支部は保険料率が引き下げられます。反映されるのは、取組年度から2年後の保険料率であり、令和5年度の結算は令和7年度の保険料率に反映されます。この度、令和5年度の取組に基づいた北海道支部の実績（確定値）が出ましたのでお知らせいたします。

**総合 38位** / 47支部中 (令和4年度は46位)

特定健診等の実施率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	医療機関への受診動向基準において遅やかに受診を要する者の医療機関受診率	後発医薬品の使用割合
6位	30位	43位	26位	24位

※順位は年度で生活習慣改善が必要と判定された方に、継続し、改善が最も多い方を指します。

総合順位は前年度から上がる結果となりましたが、上位15支部ではないため、保険料率の引き下げは多しありません。保険料率の引き下げのためには、加入者・事業主の目標のご理解とご協力が必要です。中でも特定保健指導について取り組んでいただくことで順位の上昇が期待できます。

#### 特定保健指導について加入者・事業主の皆様にお願しいたいこと

- 加入者様へ
  - ✓ 最終結果で生活習慣改善が必要と判定された方は、特定保健指導の利用をお願いします。
  - ✓ 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関への受診をお願いします。
- 事業主様へ
  - ✓ 特定保健指導の案内を対象の方に書面にお渡しいただき、積極的にお声がけをお願いします。

## 埼玉支部

目標の取組で健康保険料率が変わる!

### インセンティブ制度 令和5年度の実績報告

インセンティブ制度とは?

5つの取組【評価指標】に基づき、協会けんぽ全国47支部をランク付けし、上位15支部については、支部ごとの実績に応じて健康保険料率を引き下げます。

※最終の結果は2年後の健康保険料率に反映されます。

埼玉支部の令和5年度の実績は **全国 46位** でした!

目標に寄り添っていただきたい5つの指標です。

<b>特定健診等の実施率</b> 令和4年度 42位 → 令和5年度 46位 協会けんぽの目標を定数しましょう! 健康指導の方は生活習慣指導員さん! 健康指導の方は特定健診を!	<b>特定保健指導の実施率</b> 令和4年度 47位 → 令和5年度 45位 最終の結果、メタボはバックシフトのリスクがある判定された方は、特定保健指導を利用して生活習慣の改善を促しましょう!
<b>特定保健指導対象者の減少率</b> 令和4年度 31位 → 令和5年度 36位 特定保健指導を利用した際、生活や運動に励み付け健康づくりからお願いします!	<b>「要治療」・「要精密検査」と判定された方の医療機関受診率</b> 令和4年度 30位 → 令和5年度 35位 健康指導の結果、「要治療」「要精密検査」と判定された場合は、変化を促すために医療機関の受診をしましょう!
<b>ジェネリック医薬品の使用割合</b> 令和4年度 12位 → 令和5年度 17位 医薬品の処方を受ける際はジェネリック医薬品を希望しましょう! ※薬剤師様は問合、事務にご確認ください。	前年度からの伸び率が顕著されました! 5つの指標の順位を上げる取り組みにご協力ください!

詳しくはこちら

QRコード

全国健康保険協会 埼玉支部 協会けんぽ

〒330-8688 埼玉県さいたま市大宮区日野町2-2 大宮健康文化センター1階(大宮118) 電話 048-658-5919(代)

お問い合わせ先  
メールマガジン「彩メール」  
048-658-5919(代) 受付時間 平日10:00~17:00  
※お問い合わせの際は「お問い合わせ」のボタンを押してください。

# インセンティブ制度にかかる支部の広報事例

## 宮崎支部

2025.1 vol.170 全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

### 協会けんぽ みやざき

令和7年度の健康保険料率に反映  
インセンティブ制度の実績(令和5年度)について

協会けんぽが定める「5つの評価指標」に基づき、47都道府県支部の取組結果に応じて総合順位の上位15支部にインセンティブが付与され、当該支部の都道府県健康保険料率に反映される制度です。

令和5年度の取組実績が、令和7年度の保険料率に反映されます。

インセンティブ制度の詳細はこちら

#### 5つの指標と総合順位結果

実施率・受診率だけでなく前年度からの伸び率も評価されるため、今後の取組がとても大切になります。これらの取組は皆さまの未来の健康にもつながりますので、ご協力をお願いします。

令和5年度 7位 → 令和6年度 **6位** /47位中

#### 指標1 特定健診等の実施率

令和5年度 40位 → 令和6年度 **3位**

協会けんぽの健診を受ける  
※保険者(生活習慣病予防健診) 協会けんぽ(特定健診) 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の場合は、健診結果を一斉に協会けんぽに送信

#### 指標2 特定保健指導の実施率

令和5年度 90位 → 令和6年度 **29位**

特定保健指導の対象となったら、必ず受ける。  
※多量喫煙者のみ  
従業員の方が対象の場合は、協会けんぽから事業主様へ「特定保健指導のご案内」をお送りします。対象事業主様が受けていただくようお願いいたします。

#### 指標3 特定保健指導対象者の減少率

令和5年度 11位 → 令和6年度 **8位**

特定保健指導の対象とならないよう、継続的に生活習慣や運動、栄養などに取り組む。  
特定保健指導方法の目標値を、中継することなく継続して行う。

#### 指標4 受診者の医療機関受診率

令和5年度 17位 → 令和6年度 **31位**

最終結果で「受診率」「受診回数」が向上したことで、受診率向上が認められる。

#### 指標5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和5年度 20位 → 令和6年度 **4位**

医療機関で薬の処方を受ける際には、医師・薬剤師に「ジェネリック医薬品」を勧誘する旨を伝える。

## 沖縄支部

協会けんぽ 1月号 沖縄支部からのお知らせ

### インセンティブ制度を知っていますか？

加入者及び事業主の皆さまの取り組みに応じて、インセンティブ(贈賞金)が付与され、ご負担いただいている健康増進費(保険料率)に反映される仕組みです。  
→取り組み実績が翌年度の保険料率に反映されます。

(沖縄支部実績)支部別順位の変移

7位 → 10位 → 18位 → 26位 → **11位**

2019(前年) 2020 2021 2022 2023

健康づくり等に関する取り組みを行い、各評価指標の実績で都道府県47支部中**上位15支部**に入る!  
(※2021年度実績は上位13位、2022年度実績は上位15位でインセンティブ対象)

沖縄支部の2023年度実績は**全国11位**(前年26位から**ランクアップ!**)

2023年度 沖縄支部実績 (2023年4月～2024年3月)	順位	得点	インセンティブ 付与対象!
評価指標	順位	得点	事業主・加入者の皆さまに呼び掛けたこと、健診は毎年必ず受診する 健康増進に力を入れる(生活習慣病予防健診) 健診結果(企業健診) → 特定健診
① 特定健診等の実施率	<b>33位</b> ↓ (前年19位)	65.3点 (前年57.4%)	60.2% (前年57.4%)
② 特定保健指導の実施率	<b>4位</b> ↑ (前年34位)	86.3点 (前年79.4%)	28.8% (前年19.4%)
③ 特定保健指導対象者の減少率	<b>20位</b> ↑ (前年25位)	84.0点 (前年83.7%)	33.9% (前年33.7%)
④ 受診制度対象者の受診率	<b>27位</b> ↑ (前年29位)	48.1点 (前年48.3%)	33.9% (前年33.3%)
⑤ ジェネリック医薬品使用割合	<b>16位</b> ↓ (前年10位)	52.5点 (前年53.1%)	90.1% (前年83.1%)

注) ①～⑤の順位は、前年度(前年)実績や上昇率も関係するため、実施率等順位とは異なります。注) ④は前年度実績との順位比較は前年度実績を基準として行われます。

皆さまの健康と医療費適正化の取り組みが、保険料負担の軽減につながります。取り組みへのご理解とご協力をお願いします。

インセンティブ制度に関するお問い合わせ先 全国健康保険協会グループ(03-6452-5400)